|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　　　付　　　印 |  |  |  |  |
|  |  | □ 全 国（２都道府県以上） |  |  |
| □ 東 京 都 内  |  | □ 有 ・ □ 無 |
|  |  |  |  |
|  | 届 出 事 項 等 の 異 動 届 |
|  |  | 　令和　 　　　年　　　　月　　　　日 |
|  | 政治団体の名称 |  |
| 総　　務　　大　　臣 | 殿 |  |  |
| 東京都選挙管理委員会 |  | 事務所の所在地 | 東京都 |
|  |  |
|  |  | ㊞ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ***上欄には届出事項の変更後の内容（新の内容）を記入してください。***

|  |
| --- |
| 　　届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第７条の規定により、下記のとおり届け出ます。 |
| 記 |
| 異　動　事　項 | 異　　　　動　　　　内　　　　容 | 異動年月日 |
| ふりがな | 新 |  | 令和 |
| 政治団体の名称 |  | * ・
 |
| 旧 |  |  |
| 主たる事務所の所在地 | 新 | （〒　　　　　　　　　 　　） | 電 話（　　　　　　　　　　　　　 ） | 令和 |
|  | * ・
 |
| 旧 |  |  |
|  | □東京都から全国へ　 ・ 　□全国から東京都へ □その他（　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 　 ） | 令和 |
| * ・
 |
| 区　　　　　　分 |  | 氏　　　　名 | 住　　所　　・　　電　　話 | 生 年 月 日 |  |
| ふりがな | 新 |  | 〒　　　　　　　℡（　　　　　　　　　　　　） | □昭和□平成 | 令和 |
| 代表者 |  |  | * ・
 | ・　・ |
| 旧 |  |   |  |  |
| ふりがな | 新 |  | 〒　　　　　　電話（　　　 　　） | □昭和□平成 | 令和 |
| 会計責任者 |  |   | * ・
 | ・　・ |
| 旧 |  |   |  |  |
| ふりがな | 新 |  | 〒　　　　　　電話（　　　 　　） | □昭和□平成 | 令和 |
| 会計責任者の職務代行者 |  |   | * ・
 | ・　・ |
| 旧 |  | 　 |  |  |
| その他 | □規約の異動　□ 被推薦書の内容（　　　　　　　　　　　　　　　　 　　） | 令和 |
| □ 課税上の優遇措置の異動（無から有へ） □ 課税上の優遇措置の異動（有から無へ）□ 支部の有無の異動（無から有へ）　□政党の支部に関する届出事項の異動（別紙のとおり）□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・　・ |
| 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | □法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体　公職の候補者に係る公職の種類（ ）□法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体　　　　　　ふりがな　公職の候補者の氏名（　　 　　）　　公職の候補者に係る公職の種類（ ）□法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体（ 主催者や主要な構成員である国会議員の氏名及び公職の種類は別紙のとおり ）□ 国会議員関係政治団体以外の政治団体　　　　　 | 令和 |
| * ・
 |
| 旧 | □法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体　 公職の候補者に係る公職の種類（ ）□法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体ふりがな　公職の候補者の氏名（　 　　）　　 公職の候補者に係る公職の種類（ ）□法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体　　　□国会議員関係政治団体以外の政治団体　　　　　 |  |
|  |  | コード |  |  |  |  |  |  |  | 入力 |  |

　 （ 注意）

１ □にチェックを入れること。

２ 代表者の氏名欄は記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

３ 異動日の翌日から起算し、７日以内に届け出ること（全国団体３部、都団体２部）。

　　　　 ４ 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。

　　　　 ５ 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。

６ 「主たる事務所の所在地」は、○丁目○番○号○○号室（○○方）まで記載すること。

　　　　 ７ 生年月日の年号欄の該当するものに○をすること。

　　　　 ８「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。

９ 規約異動の場合は、新旧の規約（全国団体３部、都団体２部）を添付すること。

　　　　　　（名称の変更は規約の変更となるので、新旧の規約が必要）

　　　 　　 10 公職の候補者に係る公職の種類は、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、記入すること。

　　　　　　11 資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。

12「国会議員関係政治団体の区分」について、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」に該当から該当なしに異動した場合は、「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」を添付すること。

13 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があった場合は、異動内容を記載した文書を添付すること。

14 主要な構成員である衆議院議員及び参議院議員の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。